仕　様　書

１　業務名

札幌市立真駒内曙中学校　学校用地内樹木伐採業務

２　業務期間

契約締結の日から令和８年12月28日まで

３　業務概要

対象樹木について伐採を行う。また、伐採により発生する廃材の処理を行う。

４　業務対象校および対象樹木

⑴ 対象施設：札幌市立真駒内曙中学校

⑵ 対象樹木：別紙１「対象樹木一覧」のとおり

※対象樹木の位置については、別紙２「学校配置図」にて確認すること。

５　業務内容

⑴　上記４⑵で示す樹木を伐採すること。

⑵　伐採作業に伴い生じる廃材は、受託者が処分すること。

⑶　高所作業車や搬出用のクレーン付トラック等を使用するため、事前に進入経路や作業スペースを現地確認すること。

⑷　騒音及び振動はできる限り少なくするよう配慮すること。

⑸　作業時間は学校の運営に支障がない時間とし、事前に学校と調整すること。

⑹　伐採樹木の有効活用に伴う木材の残置について

伐採した樹木の一部は、学校において今後の活用を検討しているため、伐採樹木の１/３程度は廃棄処分とせず、以下の仕様にて切断のうえ、校内の指定場所へ集積すること。なお、残置する木材の数量等については作業当日の学校からの指示に従うものとし、それ以外の廃材については受託者が適正に処分すること。

ア）対象樹木：【樹木整理番号　27のハルニレ】

イ）切断寸法・方法：寸法は概ね100㎝～200㎝程度を目安とし、具体的な切断寸法および切断方法については、伐採作業の当日、現地にて学校からの指示に従い作業を行うこと。ただし、通常のチェーンソー等で切断可能な範囲とし、特殊な加工等は求めないものとする。

ウ）集積場所：別紙２「学校配置図」のプール跡地に、クレーン等を用いて安全に集積すること。

6　安全の確保

⑴　作業の実施にあたっては、児童、職員および通行人等の安全の確保に十分注意すること。

⑵　受託者は、業務遂行について適切な安全対策を施し、事故の無いようにすること。万が一事故が発生した場合、受託者は事故に対する一切の責任を負うものとする。

7　現地確認

現地にて対象樹木の確認を希望する場合は、事前に委託者と調整し、現地確認を行うことができる。

なお、現地確認を行わずに見積りをすることを妨げるものではない。

8　提出書類

受託者は、業務完了後速やかに所定の完了届を提出すること。また、伐採前及び伐採後の樹木の写真データを提出すること。

9　再委託の禁止

本業務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。

10　その他

⑴　業務遂行上、疑義が生じた時は、必ず委託者の指示を受けて実施すること。

⑵　本業務においては、環境負荷の低減に務めること。

⑶　この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施すること。

11　担当

⑴　委託者（事務担当）

札幌市中央区北２条西２丁目ＳＴＶ北２条ビル５階
札幌市教育委員会総務部学校支援課管理係
電話：011-211-3831
メールアドレス：kyoiku-kanri@city.sapporo.jp

⑵　学校担当者（日程調整・作業立ち合い等）

札幌市南区真駒内曙町２丁目１－２
札幌市真駒内曙中学校　教頭
電話：011-582-1642

仕様書別紙1　対象木一覧

学校名	樹木 整理番号	樹種	樹高 (m)	幹周 (cm) (胸高)	備考
真駒内曙中学校	36009-27	ハルニレ	20.5	590	
真駒内曙中学校	36009-28	ハルニレ	17.5	425	